

～海外情報～

2012年6月7日 全3頁

# 欧州、「銀行同盟」創設は当面見送りか（速報）

ロンドンリサーチセンター  
鈴木利光

## EU 危機管理枠組みの法案：EU 統一の預金保険スキームの提案なし

### [要約]

- 2012年6月6日、欧州委員会は、EU 危機管理枠組みに関する法案を公表している。
- 法案は、EU 危機管理枠組みのフレームワークとして、ベイルアウトを回避すべく、各加盟国の当局に対し、銀行および投資業者（investment firms）を対象として、（時系列に沿って、）①準備・事前予防、②早期介入、③破綻処理（resolution）の措置を実施する権限を付与する旨提案している。
- 施行時期は、2013年下半期と見積もられている。もっとも、ベイルインについては、デレバレッジの防止やバーゼルⅢとの整合性という観点から、2018年1月1日としている。
- 法案には、欧州委員会のバローゾ委員長が提唱した「銀行同盟」の創設は盛り込まれていない。このため、現時点では、ドイツが懸念した EU 統一の預金保険スキームは EU 危機管理枠組みのアジェンダに上がっていないことになる。

### 1. はじめに

#### EU危機管理枠組みの 法案

2012年6月6日、欧州連合（EU）の行政執行機関である欧州委員会は、EU における金融機関の危機管理枠組み（以下、「EU 危機管理枠組み」）に関する法案を公表している。

法案は、2011年1月6日公表のコンサルテーション文書、“TECHNICAL DETAIL OF A POSSIBLE EU FRAMEWORK FOR BANK RECOVERY AND RESOLUTION”（以下、「CP」）<sup>1</sup> および2012年3月30日公表のディスカッション・ペーパー、“Discussion paper on the debt write-down tool ~ bail-in”（以下、「DP」）<sup>2</sup>を概ね踏襲した内容となっている。

本稿では、法案を速報版として簡潔に紹介するものとする。

1 CP の概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「英国、リテール銀行部門に資本サーチャージ？」（鈴木利光）[2011年4月28日]

2 DP の概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「EU ベイルイン、シニア債を満期で異なる扱い？」（鈴木利光）[2012年5月11日]

## 2. フレームワーク

### ①準備・事前予防②早期介入③破綻処理

法案は、EU 危機管理枠組みのフレームワークとして、ベイルアウト（ここでは、公的セクターによる、すなわち納税者負担による銀行の救済の意味）を回避すべく、各加盟国の当局に対し、銀行および投資業者（investment firms）を対象として、（時系列に沿って、）①準備・事前予防、②早期介入、③破綻処理（resolution）の措置を実施する権限を付与する旨提案している。

### リビング・ウィル

法案は、①準備・事前予防として、再建・破綻処理計画（いわゆるリビング・ウィル）の策定を義務付ける旨提案している<sup>3</sup>。

### 再建計画の実行

銀行および投資業者が自己資本規制を満たさなくなった（もしくは満たさなくなりそうな）場合、当局は、②早期介入を実施することができる。早期介入の内容としては、再建計画の実施、臨時株主総会の開催、そして負債のリストラチャリングに関する計画の策定を義務付ける旨提案している。さらに、当局にスペシャル・マネージャーを任命する権限を付与することを提案している。

### 営業譲渡、ブリッジバンク、グッドバンク・バッドバンク、ベイルイン

そして、①②が功を奏さない場合、すなわち銀行および投資業者が破産状態（insolvency）に近づいた場合、当局は、③破綻処理を実施することができる。この場合のツールとしては、営業譲渡、ブリッジバンク、グッドバンク・バッドバンク、ベイルイン<sup>4</sup>（一般的に、ベイルアウトの反意語であり、金融機関の破綻処理の際にその株主や債権者に損失を負担させるという概念を指す）を提案している。

### クロスボーダー銀行の危機管理：破綻処理カレッジ

また、法案は、クロスボーダー銀行の危機管理を実効的なものとするべく、関連する加盟国の当局間の協力を可能とする破綻処理カレッジ（resolution colleges）の設置を提案している。

## 3. 破綻処理費用

実効的な破綻処理の実施には一定の費用がかかるケースが想定される（たとえば、ブリッジバンクの設立を想起されたい）。

### 破綻処理基金の事前徴収（加盟国単位）

そこで、法案は、加盟国ごとに、銀行および投資業者から、その負債の規模に応じて、事前に破綻処理基金（resolution fund）への拠出を徴収する旨提案している。

### 付保預金の1%

徴収金額のターゲットは、ルール施行から10年以内に、付保預金総額の1%に到達することとしている。これは、EU全体で800億ユーロ前後になるという。

### あくまでも破綻処理費用

破綻処理基金の用途はあくまでも整然と（orderly）破綻処理するための費用であり、ベイルアウトに用いることは認められない。

### 預金保険スキームの適用を想定

なお、法案は、ゴーン・コンサーン（清算処理ベース）の破綻処理のケースでは、通常の破産法に基づく清算のケースと同様に、既存の預金保険スキームが適

<sup>3</sup> リビング・ウィルに関する金融安定理事会（FSB）の最新の報告書の概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「金融機関の破綻処理に関する国際的枠組みの創設」（金本悠希）[2011年11月22日]

<sup>4</sup> ベイルインとは、一般的に、ベイルアウトの反意語であり、金融機関の破綻処理の際にその株主や債権者に損失を負担させるという概念を指す。ベイルインに係る国際的な議論の概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「金融機関の破綻処理に関する国際的枠組みの創設」（金本悠希）[2011年11月22日]

用されることを想定している（現行の EU ルールでは、預金者一人当たり最大 10 万ユーロの保証）。破綻処理基金は、その他の破綻処理費用（例：ブリッジバンクの設立費用）に充当される。

#### 4. 施行時期

2013年下半期：ペイル  
インは2018年1月1日

欧州委員会は、最終ルールの施行時期を 2013 年下半期と見積もっている。もっとも、ペイルインについては、デレバレッジの防止やバーゼルⅢとの整合性という観点から、2018 年 1 月 1 日を施行日とする旨提案している。

#### 5. おわりに

「銀行同盟」

欧州委員会のバローゾ委員長は、2012 年 5 月 30 日のスピーチにて、さらなる EU 財政統合への一環として、「銀行同盟」（banking union）の創設を提唱している<sup>5</sup>。

EU統一の預金保険ス  
キーム

バローゾ委員長は、同スピーチで、銀行同盟の柱として、EU 統一の預金保険スキームを挙げている。これは、たとえば、ドイツの銀行の預金保険がスペインの銀行の破綻処理に用いられうるということの意味する。

このスピーチが EU 危機管理枠組みの法案公表を目前としたタイミングでなされたからか、法案の内容として、EU 統一の預金保険スキームの創設が盛り込まれるのではないかという報道が多くなされた<sup>6</sup>。この提案に対しては、ドイツが反対するだろうという報道も多くなされた<sup>7</sup>。

銀行同盟は現時点で  
は政治的なビジョン  
にとどまる

もっとも、法案には、EU 統一の預金保険スキームの創設は盛り込まれていない。欧州委員会は、法案と同日に公表した“The banking union”なるメモにて、現時点では銀行同盟のアイデアは法的なものではなく、政治的なビジョンにとどまる旨を明確にしている。

予定から一年遅れた EU 危機管理枠組みの法案は、今後、欧州議会と欧州理事会による審議過程に入ることになる。銀行同盟のアイデアの行方と併せて、審議の進捗を注視すべきであろう。

以上

5 EU “José Manuel Durão Barroso President of the European Commission Opening remarks by President Barroso on the next steps for stability, growth and jobs Press conference Brussels, 30 May 2012” [2012 年 5 月 30 日]

6 CITY A.M. “EU plans cross border rules to wind up banks” [2012 年 5 月 30 日]等参照

7 FT.com “Bank union advocates hit German opposition” [2012 年 6 月 4 日]等参照